備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十二　航空自衛隊饗庭野分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
滋賀県高島市	滋賀県高島市	滋賀県高島市
新旭町饗庭三千三百五十六番地一	安曇川町下古賀及び新旭町饗庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	安曇川町下古賀、安曇川町上古賀、新旭町饗庭、新旭町熊野本及び新旭町安井川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十三　航空自衛隊高尾山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
島根県松江市	島根県松江市	島根県松江市
美保関町森山千四百八十八番地二	美保関町七類及び美保関町森山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	美保関町七類、美保関町福浦、美保関町森山及び美保関町諸喰（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
一　北緯三十五度三十四分十六秒、東経百三十三度十三分二十八秒の点 二　北緯三十五度三十四分二十一秒、東経百三十三度十三分三十一秒の点 三　北緯三十五度三十四分二十四秒、東経百三十三度十四分九秒の点 四　北緯三十五度三十四分十二秒、東経百三十三度十四分三十二秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	島根県松江市

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十四　航空自衛隊高尾山分屯基地森山地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
島根県松江市	島根県松江市	鳥取県境港市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
美保関町森山六百三十二番地	美保関町森山（次の図面に示す部分に限る。）	相生町、朝日町（次の図面に示す部分に限る。）、栄町、京町、末広町、大正町、中町、入船町（次の図面に示す部分に限る。）、蓮池町（次の図面に示す部分に限る。）、浜ノ町、東本町、松ケ枝町（次の図面に示す部分に限る。）、日ノ出町、湊町（次の図面に示す部分に限る。）、明治町、元町（次の図面に示す部分に限る。）、弥生町（次の図面に示す部分に限る。）及び米川町（次の図面に示す部分に限る。）	島根県松江市	美保関町片江、美保関町七類及び美保関町森山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十五度三十三分〇秒、東経百三十三度十四分十七秒の点 二　北緯三十五度三十二分五十三秒、東経百三十三度十四分十八秒の点 三　北緯三十五度三十二分三十三秒、東経百三十三度十三分二秒の点 四　北緯三十五度三十二分四十五秒、東経百三十三度十二分四十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。